

〈飲食業〉

店を再開しても...

—ある飲食店を訪ねると店には客はいません。—

話を聞くと、この一週間1日1人か2人、0の日もあったという事です。

こんなことは以前にはなかったという事でした。コロナ感染の心配でこれまで来ていただいた、あるお客様の話によると会社のほうから「夜の飲食店にはいかないように。」と指導されているとのことでした。『時短営業が解除されても元に戻るのはいつになるか、不安がいっぱい』とのことでした。

3.13 重税反対統一行動は 3月12日(金)

午後開催です。

詳しくはハガキを送りますのでご確認ください。

申告書き上げ会にまだ参加していない方は支部長にご連絡お願いいたします。



事務所からのお願い!

新型コロナウイルスが蔓延しております。この確定申告時期は会員同士が班会などで接触する機会が増えてまいります。事務所にご来所の際は、高体温の方は訪問をお控えいただき、お電話での対応をお願いいたします。また、来所の場合は、マスク着用をお願いします。

3月16日は事務所を休業させていただきます。ご不便をおかけ致しますが、よろしくお願い致します。

時短営業協力金申請は

令和3年1月13日～

令和3年2月8日分は

3月10日(水)まで!

令和3年2月8日～

令和3年2月15日分は

3月31日(水)まで!

第1弾・第2弾とも申請用紙は事務所にあります。

(第2弾は郵送のみの申請です。)

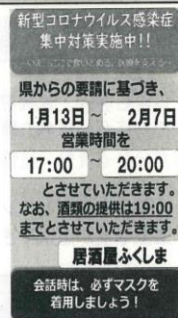
5 店舗外観写真

- 店舗の名称が確認できるもの(看板等)を含む外観写真



6 「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの

- 期間中の営業時間(又は休業していること)が明記されたもの
- 原則として、店先や店内に掲示した案内の写真を提出してください。



7 本人確認書類(個人事業主の場合)

- 運転免許証、保険証等の写し(住所等が裏面記載の場合は裏面を含む)
- マイナンバーカードの写しの場合、表面のみ提出してください。



8 交付要件・提出書類チェックリスト

- 「(別表2)交付要件・提出書類チェックリスト」を用いて、提出書類にもれがないことを確認の上、提出してください。

「時短営業協力金」相談会を白河民商事務所で開催しました。福島県の「時短要請協力金」は第1弾が2月8日から、第2弾が2月22日から申請が始まっています。白河民商では、確定申告書き上げ会が毎日開催されているため27日(土)に事務所にて学習申請会を開催しました。当日は、10人の会員が申請書作成に挑戦しました。必要書類がそろわない会員もいたり、店に於いて外観写真の撮影をしたり、申請に手間がかかる場面もありましたが、全員が第1弾・第2弾とも申請書の郵送を終えることができました。

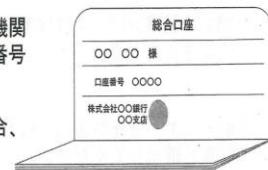
1 交付申請書

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書

- 詳しくは「記入例」をご覧ください。 ※消えるボールペン使用不可

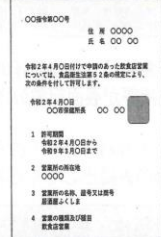
2 振込先の通帳の写し

- 口座名義人、金融機関名、金融機関の支店名、預金の種類及び口座番号が分かる資料(通帳の写し等)
- インターネットバンキングの場合、上記事項が確認できる資料



3 営業許可証の写し

- 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証

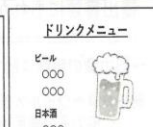


4 酒類を提供したことがわかる書類

以下の書類を両方提出してください。

- メニューの写真
- 酒類の納品書の写し※

※酒類の納品書は、令和3年1月12日(時短営業要請日)からさかのぼって3か月以内のもの。



「新型コロナウイルス感染症 防止協力金」申請受付始まる!

第1弾は2月8日から第2弾は2月22日から開始されています。



発行所
白河市天神町28
白河民商五会
TEL(27)3161

「無料法律相談・なんでも相談会」
2021年3月11日(木) 午後4時〜
「相談のある方は事前にお申し込み下さい」



消費税の相談・対策
商売・くらしの相談